

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		軽油引取税の課税免除措置の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（軽油引取税：外）（地方税19）
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。 《要望の内容》 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項
5	担当部局		経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課 石炭政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和2年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯		○ 昭和36年度（創設） 課税免除対象用途は「石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特定財源）から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については3年（令和3年度～令和5年度末）存続。
8	適用又は延長期間		令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。 《政策目的の根拠》 石炭については、調達に係る地政学リスクが最も低く、熱量当たりの単価が低廉であることに加え、保管が容易であることから、現状において安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源と位置づけられている。 国内炭については、生産量が国内の石炭消費の約0.4%にとどまるものの、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに生産が行われ、ほとんどが道内の石炭火力発電所向けに供給されている。 道内における石炭火力は、北海道内電力量の約46%も占めており、国内炭が道内の電力の安定供給に貢献している。 国内炭の生産に使われるブルドーザ等の重機については、燃料を

			軽油以外に代替できないため、軽油の使用量の削減は石炭生産量の減少に直接影響を与えることになり、石炭の生産の維持が困難となる。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内炭の安定的な生産を図る。このために、令和8年度まで現状の体制維持(国内7炭鉱)を目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内炭の安定的な生産体制の確保。このために、令和8年度まで石炭掘採事業者の経営基盤の安定化(新たな債務超過事業者の抑制)を目指す。
10	有効性等	① 適用数	令和2年度～令和5年度の適用者数は対象7社中すべてが対象(北海道のみ)、令和6年度から令和8年度においても適用者数及び軽油使用量は同数で推移する見込み。 免税軽油使用量(KL) 令和2年度 7,090 令和3年度 7,278 令和4年度 6,729 令和5年度 6,740 令和6年度 6,740 令和7年度 6,740 令和8年度 6,740 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても適用者数は同数で推移する見込み。
	②	適用額	免税軽油使用総額(千円) 令和2年度 385,388 令和3年度 572,461 令和4年度 672,225 令和5年度 673,780 令和6年度 673,780 令和7年度 673,780 令和8年度 673,780 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても適用者数は同数で推移する見込み。
	③	減収額	＜算出方法＞ 北海道経済産業局調べによる免税軽油使用数量に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(7社合計)。 (単位:千円) 令和2年度 227,595 令和3年度 233,632 令和4年度 215,994 令和5年度 216,357

			令和6年度 216, 357 令和7年度 216, 357 令和8年度 216, 357 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても適用者数は同数で推移する見込み。																																																
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 令和2年4月～令和9年3月)	<table><tr><td>年度</td><td>令和2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>操業炭鉱数</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>目標の達成状況(%)</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr></table> 【算定根拠】 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても操業炭鉱数は同数で推移する見込み。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 <table><tr><td>年度</td><td>令和2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>新たな債務超過事業者数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>目標の達成状況(%)</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr></table> 【算定根拠】 ※ 北海道経済産業局調べ及び当該調べから推計。令和6年度から8年度においても新たな債務超過事業者数は同数で推移する見込み。	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	操業炭鉱数	7	7	7	7	7	7	7	目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	新たな債務超過事業者数	0	0	0	0	0	0	0	目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																																												
操業炭鉱数	7	7	7	7	7	7	7																																												
目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100																																												
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																																												
新たな債務超過事業者数	0	0	0	0	0	0	0																																												
目標の達成状況(%)	100	100	100	100	100	100	100																																												
	⑤ 税収減を是認する理由等	(分析対象期間: 令和2年4月～令和9年3月) 本税制は、石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。																																																	
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。 石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。																																																	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。																																																	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	当該業種は、中小企業割合が高く、現在石炭を掘採している北海道において、電力の安定供給及び雇用の確保に寄与している。 また、事業者の経営が安定することにより、掘採後の現状復旧が促進され、環境被害の防止に資する。																																																	

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和2年